

2015年7月15日の午前10時から、東京地裁101号法廷にて、福島原発被害東京訴訟・第12回期日が行われた。福島原発被害東京訴訟とは、2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原発事故によって、福島県から関東に避難している世帯が国と東京電力を被告とし、損害賠償請求を提起したものである。第12回期日では、福島県による、現在の避難区域以外の避難者に対する応急仮設住宅の提供打ち切りに対する原告側の意見陳述を中心に行われた。

裁判が始まる30分ほど前から、東京地裁前にて、弁護団の方々が裁判の傍聴を求める呼びかけとチラシ配りを行っていた。傍聴券は配布されない裁判であったが、始まる時間には、約100名ほどの傍聴席がほぼすべて埋まった。傍聴に来ていた方は、お年寄りが多かった。先生と学生のグループや、大学生、また、弁護団とのかかわりを持っている方も多く見受けられた。法廷では、各側の準備書面及び、その関連証拠が提出された後に、原告団長である鴨下裕也さんの意見陳述と、弁護団の内田耕司弁護士による意見陳述が行われた。鴨下さんの意見陳述では、福島県の災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供期間を2017年3月までとし、それ以降は延長しないという方針に対して、財政的にも生活を続けることが難しく、帰りたくても帰れない状況にあることから、裁判所に公正な判断を求めた。避難者原告は、もとは、全員避難指示区域から避難していたが、緊急時避難準備区域は、2011年9月に解除されたため、今では全員が避難指示区域以外からの避難者となっている。その中で、東京都内にある、みなし仮設住宅という、避難者に無償で提供される都営住宅や公務員宿舎に避難者は住んでいる。しかし、避難指示区域以外からの避難者は、行政からの支援は少なく、東京電力からの賠償金もごくわずかであるなかで、仮設住宅が打ち切りになってしまうと、財政的にも厳しくなるうえ、帰りたくとも福島の実状を踏まえると、帰れる状況になく、今ある生活をも崩せないということだった。意見陳述後には、傍聴席から拍手が起きた。その後、内田弁護士による、放射能に関する意見陳述が行われ、終了した。

避難地域でないから、避難しなくてもよいというのは、確かにそうであるが、実際の状況、子供のことを考えると、何が正しくて安全なのかという基準が難しいと感じた。また、開廷前に弁護団の方々が、傍聴の呼びかけをしていたが、今回初めて裁判を傍聴してみて、原告側と被告側の雰囲気、切実さを知ることができた。多くの人が参加する、傍聴し、かかわることによって、問題が問題として、浮かび上がってくるように感じた。